

**外貨定期預金 契約締結前交付書面 (兼外貨預金等書面)**  
(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください

- 外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は、払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
- 外貨預金に「クーリング・オフ」(金融商品取引法第37条の6 書面による契約解除の規定)の適用はありません。
- この外貨預金の契約の有無は、当行との他の取引に影響を与えることはありません。

- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- お預け入れの際は、手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭)を含んだ為替相場である当行所定のTTSレートを適用します。お引き出しの際は、手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭)を含んだ為替相場である当行所定のTTBレートを適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円)がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時のお払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 外国の諸事情により外国為替市場が閉鎖された場合、お引き出しができなくなるリスクがあります。

〔当行の概要〕

(2024年2月1日現在)

商号等	株式会社 高知銀行
代表者	取締役頭取 海治 勝彦
登録番号	四国財務局長(登金)第8号
本店所在地	〒780-0834 高知県高知市堺町2番24号
加入協会	日本証券業協会
資本金	154億44百万円
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月日	昭和5年1月20日
当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要	当行が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関であり、当行では特定預金等(金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生じるおそれがある預金)の受入れを内容とする契約を行います。

〔商品の概要〕

商品名	外貨定期預金
商品概要	外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	法人および個人のお客様が対象となります。
種別・期間	<p>① 自動継続方式          期間 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年          自動継続方式は元利継続型と元金継続型のお取り扱いとなります。</p> <p>(1)元利継続型 : 利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。</p> <p>(2)元金継続型          ・利息円貨払 : 前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。利息はあらかじめ指定した円預金口座に入金します。          ・利息外貨払 : 前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。利息はあらかじめ指定した外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>② 非継続方式          期間 最長1年までの期日指定          元金を満期日に一括して払い戻します。満期日窓口にご来店ください。</p>
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	インターネット専用支店を除く全支店の窓口でお取り扱いします。 ・一括預入 ・100通貨単位 ・1補助通貨単位 ・米ドル・ユーロ
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用利率  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>海外市場金利等の動向に応じて決定した当行所定の利率を適用します。</p> <p>・お預け入れ時の利率を満期日まで適用します。          外貨定期預金の継続後利率は、継続日の当行所定の利率を適用します。非継続方式外貨定期預金期限後利息については、普通預金の利率を適用します。          適用利率については、店頭または当行ホームページに掲載します。</p> <p>・満期日以後に一括してお支払いします。          ・付利単位を原則1補助通貨単位とした1年を365日とする日割計算です。</p>
税金について	<p>利子所得への課税          ・個人のお客様：源泉分離課税          お受け取りになる利息について20%(国税15%、地方税5%)課税されますが、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)になります。なお、お利息はマル優の対象外です。</p> <p>・法人のお客様：総合課税</p> <p>為替差益への課税          ・個人のお客様          為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>・法人のお客様：総合課税</p> <p>くわしくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談下さいませようお願い申し上げます。</p>
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や相場計算方法をあらかじめお示しすることはできません。くわしくは後記「外貨定期預金のお預け入れとお引き出しに係る手数料および適用相場」をご覧ください。
付加できる特約事項	為替予約を締結し満期日の受取円貨額を事前に確定する場合、証書およびお届け印をご持参のうえ、ご本人が窓口にご来店ください。この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。なお、為替予約は一度締結

	すると取消できません。また、別途約定書の差入れと約定書の印紙代のご負担が必要となります。
期日前解約時のお取り扱い	原則として期日前解約はできません。 万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用利率は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
当行連絡先	平日の午前9時から午後5時までは、お客さま相談室 電話番号088-871-1187またはお取引のある本支店にご連絡ください。 なお、土曜、日曜、祝日および銀行休日は受付をいたしていません。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

〔外貨定期預金のお預け入れとお引き出しに係る手数料および適用相場〕

	お預け入れ、お引き出し	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。TTS レートには、為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭)が含まれています。 1件あたり500通貨単位未満のお預け入れについては500円の少額手数料がかかります。
	外貨勘定とのお取引	
	外貨現金でのお預け入れ	お取り扱いできません。
	ご本人の外貨預金からのお振替	同一店内のご本人名義かつ同一通貨間のお振替には、手数料がかかりません。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	到着した外貨資金は一旦外貨普通預金に入金のうえ外貨定期預金にお振替することになります。なお外貨普通預金入金時に被仕向送金手数料(1,500円)＋外貨取扱手数料(外貨額の0.05% 最低手数料2,500円)が必要です。また、他行より手数料の請求があった場合、請求のあった手数料をご負担いただく場合がございます。
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	外貨を円にする際(引出時)には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。TTB レートには、為替手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭)が含まれています。 1件あたり500通貨単位未満のお引き出しについては500円の少額手数料がかかります。
	外貨勘定とのお取引	
	外貨現金でのお引き出し	お取り扱いできません。
	ご本人の外貨預金へのお振替	同一店内のご本人名義かつ同一通貨間のお振替には、手数料がかかりません。
	外貨でのご送金にご使用	送金手数料(7,000円)＋外貨取扱手数料(ご送金金額の0.05% 最低手数料2,500円)がかかります。この他に手数料負担条件などに応じて別途、支払銀行手数料などがかかる場合があります。 なお、外貨送金を取組む場合は、一旦外貨普通預金にお振替のうえ、送金を取組むこととなります。

\*上記手数料には消費税はかかりません。(2024年2月1日現在)